

大阪府総務部契約局測量・建設コンサルタント等業務成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪府総務部契約局測量・建設コンサルタント等業務検査要領（以下「検査要領」という。）第13条に規定する成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定対象)

第2条 評定は、検査時の契約金額が100万円を超える測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）を対象として行うものとする。ただし、契約局長が必要でないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 前条の評定を行うもの（以下「評定者」という。）は、検査要領第2条第4号に定める監督職員（以下「監督職員」という。）及び検査要領第2条第5号に定める検査員（以下「検査員」という。）とする。

(評定の方法)

第4条 評定者は、監督、検査で確認した事項について、業務ごと及び評定者ごとに独立して的確かつ公正に評定を行うものとする。

2 評定者は、契約局長が別に定める成績評定基準に基づいて評定を行い、成績評定書を作成するものとする。

(評定の時期)

第5条 監督職員は建設コンサルタント等業務完了時に、検査員は検査実施時にそれぞれ評定を行うものとする。

(評定結果の報告)

第6条 検査員は、検査の成績評定結果（以下「評定結果」という。）について契約局長の決裁を受けた後、監督職員の評定結果と併せて、検査要領第2条第2号に定める契約担当者（以下「契約担当者」という。）に報告するものとする。

2 契約担当者は、報告を受けた評定結果が大阪府入札参加停止要綱（以下「入札参加停止要綱」という。）別表三（3）「建設工事等の履行成績が不良と判定された場合」に該当する場合は、大阪府入札参加停止審査会（以下「入札参加停止審査会」という。）に速やかにその旨を報告するものとする。

(評定結果の通知と公表)

第7条 契約担当者は、検査員からの報告に基づき、検査要領第10条第2項に規定する検査合格書に成績評定点を記載し、項目別評定点内訳表（様式第1号）を添付して、評定結果を速やかに当該契約の相手方（以下「受注者」という。）に通知するものとする。

2 契約局長は、評定結果を当該評定結果に係る建設コンサルタント等業務の検査を行った日の属する月の翌々月の10日までに、府のホームページ（以下「ホームページ」という）に掲載して公表するものとする。

3 前項の規定による公表は、成績評定結果表（様式第2号）により行うものとする。

(評定結果の説明請求等)

第8条 前条第1項に規定する通知を受けた受注者は、その評定結果について疑義があるときは、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、成績評定結果に関する説明請求書（以下「説明請求書」という。）（様式第3号）により、契約担当者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 前項の規定により説明を求められた場合、契約担当者は、大阪府総務部契約局競争入札審査会（以下「競争入札審査会」という。）に諮ったうえ、成績評定結果に関する説明請求に対する回答書（以下「回答書」という。）（様式第3－2号）により回答するものとする。

3 契約担当者は、第1項の請求期間の徒過その他客観的かつ明白に請求の適格を欠くと認められるときは、説明請求を受け取った日から起算して14日（「休日」を含む。）以内にその請求を却下することができる。説明請求の却下は、却下通知書（様式第3－3号）により受注者に通知する。

4 契約局長は、第2項に規定による回答が行われたときは、当該説明請求書及び回答書の内容を成績評定結果に関する説明請求と回答表（様式第4号）に記載し、速やかにホームページにより公表するものとする。

(評定結果の再説明請求等)

第9条 前条第2項に規定する回答書を受理した受注者は、その評定結果についてなお疑義があるときは、説明請求の回答書を受理した日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、成績評定結果に関する再説明請求書（以下「再説明請求書」という。）（様式第5号）により、契約担当者に対して評定の内容について再説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項の規定による再説明請求があったときは、速やかに大阪府入札監視等委員会に審議を依頼するものとし、その報告をふまえ、成績評定結果に関する再説明請求に対する回答書（以下「再回答書」という。）（様式第5－2号）により回答

するものとする。

- 3 契約担当者は、第1項の請求期間の徒過その他客観的かつ明白に請求の適格を欠くと認められるときは、再説明請求を受け取った日から起算して14日（「休日」を含む。）以内にその請求を却下することができる。再説明請求の却下は、却下通知書（様式第3－3号）により受注者に通知する。
- 4 契約局長は、第2項の規定による回答が行われたときは、当該再説明請求書及び再回答書の内容を成績評定結果に関する再説明請求と回答表（様式第6号）に記載し、速やかにホームページにより公表するものとする。

（評定結果通知後の減点措置及び通知等）

第10条 契約局長は、契約担当者が第7条第1項の規定による通知を行った後、受注者が当該契約に関して次に定める措置内容に該当した場合は、それぞれに定める点数を当該契約の評定結果から減点するものとする。

（1）大阪府入札参加停止要綱に基づき措置されたことによる減点

措置等の内容	点数
1 当該契約に関して入札参加停止期間が3月以上	-10点
2 当該契約に関して入札参加停止期間が2月以上3月未満	-8点
3 当該契約に関して入札参加停止期間が1月以上2月未満	-6点
4 当該契約に関して入札参加停止期間が1月未満	-5点
5 当該契約に関して入札参加停止要綱上の警告	-4点
6 当該契約に関して入札参加停止要綱上の注意喚起	-2点

注1) 第7条第1項の規定による通知を行った日から5年を経過した年度末までに上の措置が行われた場合に実施する。

注2) 「大阪府入札参加停止要綱に基づき措置されたことによる」とは、受注者が同要綱に定める措置要件に明らかに該当するが、入札参加登録を行っていないことにより入札参加停止等の措置がなされなかった場合も含むものとする。

（2）大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づき措置されたことによる減点

措置等の内容	点数
1 当該契約に関して入札参加除外	-10点

注1) 第7条第1項の規定による通知を行った日から1年を経過した年度末までに上の措置が行われた場合に実施する。

注2) 「大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づき措置されたことによる」とは、受注者が同要綱に定める措置要件に明らかに該当するが、入札参加登録を行っていないことにより入札参加除外等の措置がなされなかった場合も含むものとする。

(3) 契約書に規定する完了検査時の指示事項（軽微な不備の修補指示）に対する不履行による減点

措置等の内容	点数
当該契約に関して完了検査時の指示事項（軽微な不備の修補指示）に対する不履行	- 4 点

- 2 前項の規定による減点を行った場合、契約担当者は、成績評定減点通知書（様式第7号）により当該受注者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を行ったときは、契約局長は、第7条第2項の規定により公表している成績評定結果表について、当該受注者に係る評定点を減点後の評定点に速やかに修正するものとする。この場合において、減点措置後の評定結果を減点後の成績評定結果表（様式第8号）に記載し、速やかにホームページに掲載して公表するものとする。
- 4 第1項を適用し減点措置を行った後の評定結果については、第6条第2項を適用しないものとする。

（減点通知の説明請求等）

第11条 前条第2項の規定による通知を受けた受注者は、その評定結果の減点について疑義があるときは、当該通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、成績評定減点に関する説明請求書（以下「減点説明請求書」という。）（様式第9号）により、契約担当者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 前項の規定により説明を求められた場合、契約担当者は、競争入札審査会に諮った上、成績評定減点に関する説明請求に対する回答書（以下「減点に関する回答書」という。）（様式第9-2号）により、当該受注者に回答するものとする。
- 3 契約局長は、前項の規定による回答が行われたときは、当該減点説明請求書及び減点に関する回答書の内容を成績評定減点に関する説明請求と回答表（様式第10号）に記載し、速やかにホームページに掲載して公表するものとする。

（公表の期間）

第12条 第7条第2項の規定による公表は、当該建設コンサルタント等業務の検査を行った日の属する年度の末日から起算して5年を経過するまで実施するものとする。

- 2 第8条第4項、第9条第4項、第10条第3項及び前条第3項の規定による公表は、ホームページに掲載した日の属する月の末日から起算して1年を経過するまで実施するものとする。

(細則)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、契約局長が行う建設コンサルタント等業務の契約に係る成績評定に関し必要な事項は、契約局長が別に定めるものとする

附則（施行期日）

- 1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の規定に基づく公表については、この要領の施行の日以後に公表する案件から適用し、同日前に公表する案件については、なお従前の例による。

附則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、同日以降検査するものから適用する。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の規定に基づく評定結果の公表期間については、この要領の施行の日以後に検査するものから適用し、同日前に検査するものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和 2 年 7 月 30 日から施行する。
- 2 第 10 条第 1 項（3）の規定は、令和 2 年 4 月 1 日より前に締結された契約については、不備とあるのは瑕疵と読み替えて適用する。

付則

- 1 この要領は、令和 4 年 7 月 15 日から施行し、同日以降検査するものから適用する。